

幼児教育・保育の無償化について ～認可外保育施設等のみを利用される方へ～

1. 対象者と内容

3～5歳児クラスの子どもは月額37,000円まで、0～2歳児クラスで非課税世帯の子どもは月額42,000円まで、認可外保育施設等の利用料が無料になります。ただし、**保育の必要性の認定**を受ける必要があります。

【対象施設・事業】

市町村から「確認」を受けた施設に限られます。確認施設は、各市町村のホームページに掲載されています。

- 認可外保育施設（ベビーシッターを含む）
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【対象費用】

保育料のみが対象です。登録料、日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等は、対象外となります。

2. 利用の流れ

- ①福井市こども保育課にて、保育の必要性の認定を受けてください。
- ②福井市から届いた「認定通知書」を施設等に提示してください。
- ③利用料をお支払いください。
- ④施設等から発行された「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」を受け取ってください。※請求受付期間まで大切に保管してください。
- ⑤福井市こども保育課にて、利用料を請求してください。



3. 請求について

【請求に必要なもの】

- 施設等利用費等請求書
- 施設等利用費等計算書（福井大学教育学部附属幼稚園用）
- 認可外保育施設等が発行した「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼証明書」
- 振込口座が確認できるもの（請求者名義の通帳の写し）

【受付期間】

請求は、四半期ごとに行ってください。

利用月	受付期間	振込予定日
4～6月	7月中	8月25日頃
7～9月	10月中	11月25日頃
10～12月	1月中	2月25日頃
1～3月	3月～4月上旬	5月25日頃

【受付場所】

福井市役所別館 2 階 こども保育課

※受付には多少お時間がかかりますので、2 週間ほど余裕を持ってお越しください。

【上限額を超えて利用した場合】

次の条件に該当する場合、上限額を超えた部分についても補助を受けることができます。

利用した施設・事業	条件		助成内容
認可外保育施設	すみずみ子育てサポート事業を実施している施設であること		・1時間あたり 350 円を補助 ・第2子以降(小学校就学前)の場合、1時間あたり 700 円を補助 ・多胎児(小学校就学前)の場合、1時間あたり 700 円を補助 ※1人あたり1月 70 時間まで
一時預かり事業	い ず れ か に 該 当	18 歳未満の児童が 2 人以上いる世帯で、第2子以降(小学校就学前)であること	無料
		多胎児(双子、三つ子等)の児童がいる世帯で、多胎児(小学校就学前)であること	
病児保育事業	い ず れ か に 該 当	18 歳未満の児童が 2 人以上いる世帯において、第 2 子以降(小学校就学前)であること	無料
		多胎児(小学校就学前)であること	
		母子家庭等医療費等受給世帯の児童であること	
		児童扶養手当受給世帯の児童であること	

4. 認定内容の変更等について

就職、転職、住所変更など認定内容に変更がある場合や「認定通知書」の紛失・破損による再交付については、すみやかに子育て支援課へ届出てください。

福井市大手3丁目10番1号
 福井市役所 こども保育課
 TEL: 0776-20-5270
 mail: hoiku@city.fukui.lg.jp